

令和5年第1回定例会
医療保健子ども福祉病院常任委員会

説明資料

《議案補充説明》

- 1 【議案第30号】
三重県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例案について 1
- 2 【議案第69号】
こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について 3
- 3 【議案第49号】
第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2023-2026）の策定について 7

《所管事項説明》

- 1 ヤングケアラー実態調査結果と今後の取組について 9
- 2 民生委員・児童委員の一斉改選結果について 14
- 3 各種審議会等の審議状況の報告について 17

《別冊》

三重県ヤングケアラー実態調査報告書

令和5年3月9日
子ども・福祉部

1 三重県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

「子ども・子育て支援法」の一部改正に伴い、「三重県子ども・子育て会議設置条例」の規定を整理するものです。

2 改正内容

「子ども・子育て支援法」の一部改正による条ずれに伴い、同法を引用している箇所について所要の改正を行います。

3 施行期日

令和5年4月1日

【参考】

○三重県子ども・子育て会議設置条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七十七条第四項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。次条第二号において「認定こども園法」という。）第二十五条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、三重県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置き、その組織及び運営に関し必要な事項は、この条例の定めるところによる。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第二条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。</p> <p>一 法第七十七条第四項各号に掲げる事務</p> <p>二 認定こども園法第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項に規定する事項の調査審議</p> <p>三 その他知事が必要と認める事務</p>	<p>(設置)</p> <p>第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七十二条第四項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。次条第二号において「認定こども園法」という。）第二十五条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、三重県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置き、その組織及び運営に関し必要な事項は、この条例の定めるところによる。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第二条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。</p> <p>一 法第七十二条第四項各号に掲げる事務</p> <p>二 認定こども園法第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項に規定する事項の調査審議</p> <p>三 その他知事が必要と認める事務</p>

○子ども・子育て支援法 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(市町村等における合議制の機関)</p> <p><u>第七十七条</u> 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。</p> <p>一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。</p> <p>二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(市町村等における合議制の機関)</p> <p><u>第七十二条</u> 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。</p> <p>一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。</p> <p>二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。</p> <p>5 (略)</p>

2 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について

1 改正理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が施行されるとともに、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準省令等が一部改正されたことから、関係条例の規定を整備するものです。

2 改正する関係条例

- ①幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例（第1条）
- ②三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（第2条、第3条）
- ③三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第4条）
- ④三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第5条）
- ⑤幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（第6条、第7条）

3 主な改正内容

(1) こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う規定の整理

「学校教育法」及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部改正に伴い、規定の整理を行う。

対象条例	対象施設
①	・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園

(2) 児童の安全の確保に関する計画の策定等の義務化

ア 施設を利用する児童の安全の確保を図るため、安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、安全計画に従い必要な措置を講ずるよう義務付ける。（経過措置期間：令和6年3月31日まで。ただし保育所は除く。）

イ 策定した安全計画について、施設長等は、職員に周知するとともに、研修や訓練を定期的実施するよう義務付ける。（経過措置期間：令和6年3月31日まで。ただし保育所は除く。）

ウ 利用する児童の保護者等に対し、施設での安全計画に基づく取組の内容等を周知するよう義務付ける。（経過措置期間：令和6年3月31日まで。ただし保育所は除く。）

エ 定期的に安全計画の見直しを行うとともに、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。（経過措置期間：令和6年3月31日まで。ただし保育所は除く。）

対象条例	対象施設
②	・ 児童福祉施設 (助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く)
③	・ 指定障害児通所支援事業所 (※)
④ (ウを除く)	・ 指定障害児入所施設

※ 児童発達支援（児童発達支援センターを含む）、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援の事業所

(3) 自動車を運行する場合の児童の所在確認の義務化

ア 児童の移動のために自動車を運行する場合、自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により児童の所在を確認することを義務付ける。

イ 送迎用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、児童の降車時の所在を確認することを義務付ける。（経過措置期間：令和6年3月31日まで。）

対象条例	対象施設
①	・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園
②	・ 児童福祉施設 (助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く)
③ (一部イを除く)	・ 指定障害児通所支援事業所 (居宅訪問型児童発達支援事業所及び保育所等訪問支援事業所はイを除く)
④ (イを除く)	・ 指定障害児入所施設

(4) 保育所等と児童発達支援事業所等との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするための規制の見直し

現行基準では、保育所等が他の社会福祉施設を併設している場合であっても、入所している者の居室、各施設に特有の設備、入所している者の保護に直接従事する職員については併設する施設の設備・職員を兼ねることができないとされているが、保育所等の設備や職員を活用した社会福祉サービスを必要とする児童等の社会参加への支援が進むよう、必要な保育士や面積を確保することを前提に、利用児童の保育に支障が生じない場合に限り、共用・兼務できるよう規定の見直しを行う。

対象条例	対象施設
②	・ 児童福祉施設
③	・ 指定障害児通所支援事業所 (居宅訪問型児童発達支援事業所及び保育所等訪問支援事業所を除く)
⑤	・ 幼保連携型認定こども園

(5) 業務継続計画の策定等の努力義務化

ア 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講ずることを努力義務とする。

イ 策定した業務継続計画について、施設長等は、実際に児童に保育を提供する保育士等の職員に周知するとともに、研修や訓練を定期的実施することを努力義務とする。（経過措置期間：令和6年3月31日まで。ただし保育所は除く。）

ウ 定期的に業務継続計画の見直しを行うとともに、必要に応じて業務継続計画の変更を行うことを努力義務とする。

対象条例	対象施設
②	・ 児童福祉施設 (障害児入所施設を除く)
⑤	・ 幼保連携型認定こども園

(6) 懲戒に係る権限の濫用禁止規定の削除

児童虐待の防止等を図る観点から、民法における親権者の懲戒権に係る規定の削除に伴い、関係規定を削除する。

対象条例	対象施設
②	・ 児童福祉施設
③	・ 指定障害児通所支援事業所 (児童発達支援センターに限る)
④	・ 指定障害児入所施設
⑤	・ 幼保連携型認定こども園

(7) 職員の数の算定に当たっての看護師等の配置特例規定の新設

改正後の児童福祉施設最低基準附則第2条の規定に準じ、置かなければならない職員について、当分の間、1人に限って看護師等(保健師、看護師又は准看護師)をもって代えることができるよう規定する。

対象条例	対象施設
①	・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園

4 施行期日

令和5年4月1日

ただし、3(6)懲戒に係る権限の濫用禁止規定の削除は、公布の日から施行する。

3 第 5 次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画 (2023-2026) の策定について

1 策定理由

県では、平成 31 年 3 月に第 4 次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画を策定し、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んできました。この計画が令和 5 年 3 月末で終了することから、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」（以下「条例」という。）に基づき、策定するものです。

2 計画期間

令和 5（2023）年度から令和 8（2026）年度までの 4 年間とします。

3 計画の概要

概要は別紙のとおりです。

4 計画の推進について

条例第 9 条に基づき設置している「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会」において、計画の進捗状況や課題について審議し、計画的に取組を進めます。

また、庁内会議等において計画の進捗状況の把握や全庁的に取り組むべき課題について協議を行い、ユニバーサルデザインのまちづくりの総合的な推進を図っていきます。

第1章 計画策定の趣旨

○趣旨

「三重県ユニバーサルデザイン（UD）のまちづくり推進条例」に基づいて定めるもので、すべての県民が自由に活動し平等に参加できる社会の実現をめざす基本的な計画（計画期間：2023～2026年）として策定

○UDをとりまく三重県の状況

・障がい者、高齢者、外国人等、配慮を必要とする方が共生する社会

○UDをとりまく環境の変化

- ・「新しい生活様式」、DX、SDGsの取組の進行
- ・「地域共生社会」、「ダイバーシティ社会」の実現に向けた取組の進行
- ・障がい者差別の解消に向けた取組の進行
- ・三重とこわか国体、三重とこわか大会の開催に向けて積み上げたレガシーの活用

第2章 第4次推進計画における取組の検証

成果

- ・「ヘルプマーク」の普及啓発（認知度78.2%）、「三重おもいやり駐車場利用証制度」の普及啓発、学校出前授業の実施等
- ・三重とこわか大会等に伴う障がい者スポーツの充実、農福連携、ダイバーシティ社会の実現に向けた取組等
- ・「UDの意味を知っており、関心もある」県民の割合は53.9%

- ・歩行空間（幅の広い歩道、バリアフリー対応型信号機）の整備
- ・交通システム（鉄道駅の段差解消等）のバリアフリー化の推進
- ・「県有施設のためのUDガイドライン」による施設整備
- ・県有施設のバリアフリー化情報の提供
- ・「多くの人が利用する施設が使いやすくなったと実感する」県民の割合は72.3%

- ・「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」を活用した、だれもがわかりやすい情報提供
- ・「UDイベントマニュアル」を活用した、だれもが参加しやすいイベント実施
- ・「UDに配慮された情報・サービス提供を実感する」県民の割合は63%

課題

- ・「ヘルプマーク」を示しても声かけがない
- ・おもいやり駐車場の利用マナーがよくない
- ・「新しい生活様式」の中で、配慮や支援を受けづらい

- ・障がいのある方の社会参加の機会の確保や高齢化の進展への対応のため、より高い水準による、より身近な施設の整備が求められている

- ・製品・情報・サービスの提供といったソフト面の満足度が、ハード面に比べると低い

UDの意識づくり（ハード）

ハード

製品・情報・サービスの提供（ソフト）

取組の視点

第3章 第5次推進計画の取組

取組の方向性

- ・「バリアフリー法」改正による「心のバリアフリー」の取組の推進
- ・「地域共生社会」の実現に向けて
- ・近隣府県での「大阪・関西万博」「アジア競技大会」開催
- ・法律の改正に伴う、障がい者差別の解消に向けた取組の推進

- ・県民のUDへの関心度を高め、おもいやりのある行動につなげる
- ・公共交通機関の移動円滑化に積極的に取り組む
- ・合理的配慮の提供につながるよう、サービス提供者へUDの意識の浸透を図る

計画の目標（めざす姿）

だれもが自分らしく生きられる三重づくり

～すべての人々がお互いを認め合い、自由に活動・参画できる、おもいやりの行動でつながる三重づくり～

ハートの取組

UDの意識づくり(施策体系1)

- 「おもいやり駐車場利用証制度」、「ヘルプマーク」の普及啓発
- 「UDのまちづくり学校出前授業」の実施
- UDアドバイザー養成講座の開催等による人材育成
- UDの認識を深める学習活動の促進（追加）
- 障がい者スポーツの充実（拡充）
- 認知症の正しい理解の促進（拡充） など

ハードの取組

だれもが暮らしやすいまちづくり(施策体系2)

- 駅舎のバリアフリー化（段差解消、バリアフリートイレの設置、ICカードシステムの導入等）の支援（拡充）
- タクシー・バス事業者が行うバリアフリー化（UDタクシー、ノンステップバスの導入等）の支援（拡充）
- 「県有施設のためのUDガイドライン」の周知と市町や民間の公共施設への展開
- UDに配慮された遊具が設置された公園の情報提供（拡充） など

ソフトの取組

だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進(施策体系3)

- 「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」の改訂と多様な主体への展開によるわかりやすい情報の発信の促進（拡充）
- 「新しい生活様式」に配慮した「UDイベントマニュアル」の改訂（拡充）
- SNS等を活用したUDに関する情報提供（拡充）
- 選挙における障がいのある方の投票への支援（追加）
- 「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重づくり条例」の趣旨等の周知啓発 など

第4章 UDのまちづくりを進める仕組み

I 県の推進体制
三重県UDのまちづくり推進協議会及び庁内会議等での検討

II・III さまざまな主体の役割と連携
県民の皆さん一人ひとり、市町、UDアドバイザー・UD団体、地域の団体、事業者の役割・連携

IV・V 計画の進捗管理と見直し
毎年度取組内容の確認と公表、情勢をふまえて見直し
VI 計画に掲げる施策とSDGsの関係
各施策とSDGsの関係性を明示

1 ヤングケアラー実態調査結果と今後の取組について

1 概要

県では、ヤングケアラーの早期把握や切れ目のない支援体制の充実に向けて、令和4年度に実態調査を行い、別冊のとおり調査報告書として取りまとめました。

調査結果から判明した課題をふまえ、令和5年度は新たに、ヤングケアラーに対する県民の理解を深めるためのフォーラムを開催するとともに、学校・医療・福祉等の多様な関係者を対象とした啓発ハンドブックを作成し、ヤングケアラー・コーディネーターによる出前講座を行います。

また、ヤングケアラーがいる家庭に対して、家事・育児等の支援を実施する市町への補助を行うなど、市町や学校等の関係機関と連携して、ヤングケアラーの支援に取り組んでいきます。

2 令和4年度の取組状況

(1) 実態調査（結果概要）

①要保護児童対策地域協議会へのアンケート調査（別冊P. 3～42）

県内29市町の要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）に実施したアンケート調査では、要対協登録ケース（合計5,586件）のうち、ヤングケアラーと思われる子どもの件数は合計111件（2.0%）（※速報値106件（1.9%））で、要対協登録外ケース49件と合わせると、全体で160件でした。

②子ども・若者へのWebアンケート（別冊P. 43～92）

ヤングケアラー当事者の声や当事者と支援者の認識の相違などを把握するため、県内在住の13歳以上22歳以下のネットリサーチモニターを対象としたWebアンケート調査を実施し、604人から回答を得ました。

回答者のうち、家族の中に世話をする相手がいると回答したのは46人（7.6%）でした。

【主な調査結果】

ア 世話をする家族の有無

・世話をする家族の有無については、

（ア） 「いる」が46件（7.6%）

（イ） 「現在はいないが、過去にいた」が19件（3.1%）

となっており、「いる」、「過去にいた」を合わせると65件（10.8%）となっています。

※「いる」と回答した人の年代別割合

・13～15歳 12.1% （17人／13～15歳全体140人）

・16～18歳 8.0% （20人／16～18歳全体251人）

・19～22歳 4.2% （9人／19～22歳全体213人）

イ 世話をしている相手、その世話の内容（複数回答）

- ・世話をしている（していた）相手は、
 - （ア） 「母親」が 38 件（58.5%）
 - （イ） 「父親」が 27 件（41.5%）
 - （ウ） 「祖父母」が 23 件（35.4%）
 - （エ） 「きょうだい」が 15 件（23.1%）

の順となっています。

- ・世話の内容は、
 - （ア） 「家事」が 35 件（53.8%）
 - （イ） 「見守り」が 25 件（38.5%）
 - （ウ） 「外出の付き添い」が 16 件（24.6%）
 - （エ） 「感情面のサポート」が 13 件（20.0%）

の順となっています。

ウ 1 週間の学習時間（自宅学習、塾での学習など）

- ・中高生の 1 週間のおよその学習時間については、
 - （ア） 「世話をする相手がいる」が平均 9 時間 27 分
 - （イ） 「現在はいないが、過去にいた」が平均 9 時間 31 分
 - （ウ） 「現在も過去にもいない」が平均 11 時間 7 分

となっており、世話をしている（していた）人の学習時間が 1 時間 30 分以上短くなっています。

エ ヤングケアラーに必要だと思う支援やサポート、要望など（自由記述）

- ・家族の中に世話をする人がいる（いた）と回答した人からは、以下のような意見がありました。

- （ア） 家事代行、家事を助けてくれるサポーターの派遣などの福祉的支援 13 件
- （イ） 金銭面のサポートなどの経済的支援 12 件
- （ウ） 話を聞いてくれる場所、気軽に相談できる相談窓口などの相談体制 8 件

オ 世話についての最初の相談相手

- ・世話についての最初の相談相手は、
 - （ア） 「誰にも相談していない」が 40 件（61.5%）
 - （イ） 「家族（父母、祖父母、きょうだい）」が 15 件（23.1%）

となっています。

- ・「誰にも相談していない」理由としては、
 - （ア） 「誰かに相談するほどの悩みではない」が 21 件（52.5%）
 - （イ） 「相談しても状況が変わると思えない」が 13 件（32.5%）

となっています。

カ ヤングケアラーの認知度

- ・ヤングケアラーという言葉については、
 - (ア) 「聞いたことがあり、内容もよく知っている」が292件(48.3%)
 - (イ) 「聞いたことはあるが、よく知らない」が100件(16.6%)
 - (ウ) 「聞いたことはない」が212件(35.1%)
- となっています。

③要対協における支援事例に関する聞き取り調査(別冊P.93~148)

ヤングケアラーと思われる子どもの実態を把握している19市町の要対協に対して、その子どもの状況や発見の経緯、支援の状況等を詳細に把握するため、聞き取り調査(75件)を実施しました。

調査結果については、市町における今後のヤングケアラー支援などに活用できるように、具体的な支援事例として13事例を調査報告書に掲載しています。

(2) 研修の実施

ヤングケアラーの支援体制の強化に向けて、要対協の職員等を対象とした普及研修やヤングケアラーへの支援に関わる機関の職員等を対象とした支援者研修を実施しました。

普及研修の受講者アンケートでは、アンケート回答者81人中74人(91.4%)が「理解できた」と回答し、ヤングケアラーの子どもへの対応や関わり方の気づきにつながったとの意見が寄せられました。

【普及研修】

対象者：要対協構成機関等の職員、関係者

目的：ヤングケアラーについての概念等を周知する

実施期間：令和4年8月～9月 計6回実施

(県内6児童相談所単位各1回)

参加者数：106人

市町関係(45)、市町教育委員会(10)、学校(14)、児童相談所(19)、福祉事務所(7)、その他(社会福祉協議会、児童委員など)(11)

【支援者研修】

対象者：ヤングケアラーへの支援に関わる関係機関職員等

目的：ヤングケアラーやその家族を適切に把握するための視点やアセスメントの方法を学ぶ

実施期間：令和4年12月～令和5年3月 計6回実施

(鈴鹿会場、伊勢会場各3回)

参加者数：80人(第4回終了時点)

市町関係(39)、市町教育委員会(9)、学校(9)、児童相談所(11)、その他(社会福祉協議会、児童委員、介護事業所など)(12)

(3) ヤングケアラー・コーディネーターの配置

関係機関と支援団体等とのパイプ役となり、ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなげられるよう、子育て支援課に2名のヤングケアラー・コーディネーターを配置し、要対協への聞き取り調査から得られた市町の支援状況等をふまえ、具体的な支援策等について検討を行いました。

3 課題

ヤングケアラーと思われる子どもの割合について、要対協に実施した支援者向けのアンケート調査（以下「支援者調査」という。）では2.0%であったのに対し、県内在住の13歳以上22歳以下のネットリサーチモニターを対象に実施した当事者向けのWebアンケート調査（以下「当事者調査」という。）では7.6%と高い結果となったことから、支援者側で把握できていないヤングケアラーが潜在化している可能性があるため、早期把握に向けた取組が必要です。

また、当事者調査では、ヤングケアラーの内容まで知っている子ども・若者は5割以下という結果となるとともに、家庭の状況を誰にも相談していない当事者が6割を超えたことから、ヤングケアラーの認知度をより高める取組とあわせて、相談窓口等を広く周知することにより、適切な支援につなげていくことが必要です。

さらに、当事者調査からは家事等のサポートを求める声が多い一方で、支援者調査では既存の公的サービスなどが十分ではなく、具体的な支援方を検討しにくいことが課題として挙げられていることから、ヤングケアラーの支援に必要なサービスを早期に整備し、充実していくことが必要です。

4 令和5年度の取組予定

実態調査で明らかとなった課題をふまえ、ヤングケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげられるよう、学校や医療、福祉等の関係機関と連携して一人ひとりに寄り添った支援を届けられる体制の整備を進めていきます。

(1) 認知度の向上に向けた取組

ヤングケアラーのさらなる認知度の向上に向けて、広く県民の理解を深めるためのフォーラムを開催します。

また、要対協への聞き取り調査で収集した支援事例を参考に、学校・医療・福祉等の多様な関係者を対象とした啓発ハンドブックを作成するとともに、啓発ハンドブックを活用したヤングケアラー・コーディネーターによる出前講座を実施します。

(2) 支援者のスキルアップに向けた取組

ヤングケアラー支援の質の向上に向けて、ヤングケアラーにとって身近な相談窓口となる市町の子ども相談支援拠点や要対協構成機関の職員等を対象に、実態調査報告書や啓発ハンドブックを参考にした普及研修及び支援者研修を実施します。

(3) 地域における支援体制の充実に向けた取組

令和4年度に引き続きヤングケアラー・コーディネーター2名を配置し、実態調査において子どもの実態を把握していない、または該当する子どもがいないと回答した市町を中心に、他の市町の具体的な支援事例等について情報共有を行うとともに、ガイドラインやアセスメントシートなどを紹介しながら、市町におけるノウハウの蓄積や継承に向けた支援を充実します。

また、ヤングケアラーがいる家庭からの要請に対して、市町が適切な支援を提供できるよう、ニーズが高い家事援助サービスを提供するための補助金を創設し、市町への補助を行います。

2 民生委員・児童委員の一斉改選結果について

民生委員・児童委員の任期は民生委員法第10条により3年とされており、令和4年12月1日に一斉改選が行われました。

市町から推薦のあった民生委員・児童委員候補者について、令和4年9月9日に開催した「三重県社会福祉審議会民生委員審査専門分科会」及びその後の書面審査をふまえて国に推薦した結果、3,979人（うち主任児童委員334人）が厚生労働大臣により委嘱されました。

1 改選結果について

改選結果・委嘱者の属性等は以下のとおりです（令和4年12月1日委嘱分）。

◇定数	4,252人（うち主任児童委員347人）
◇委嘱者数	3,979人（うち主任児童委員334人）
◇欠員	273人（うち主任児童委員13人）
◇充足率	93.6%（令和元年改選時：94.5%）
◇平均年齢	66.7歳（令和元年改選時：66.1歳）
◇新・再任の別	継続：56.0%、新任43.2%、再任：0.8%

2 今後の取組予定

地域福祉の要として民生委員・児童委員への期待が高まる一方、困難事案や業務量の増加に伴い負担感が増し、「なり手」の確保も課題となっています。

県では、引き続き必要な知識・技術の習得に向けた研修の実施や、地域住民が抱える様々な課題のつなぎ先となる相談・支援窓口等に関する情報をわかりやすく提供すること等により、負担軽減や業務の円滑実施に向けた支援を行います。

また、民生委員制度創設100周年（令和5年度）を好機と捉え、活動内容に関する県民の理解が深まるよう、多様な主体と連携した情報発信等に取り組みます。

<令和5年度実施予定の主な事業>

- ①民生委員・児童委員の活動に要する経費に係る実費弁償（1人あたりの支給額：年額60,204円）
- ②県及び各地区民生委員児童委員協議会（151地区）に対する活動費の助成
- ③民生委員・児童委員の質の向上を図るための研修事業（会長研修、中堅研修、ブロック別研修）
- ④県における民生委員制度創設100周年を契機とした情報発信事業（新規）
 - ・学生向けインターンシップの実施
 - ・退職者をはじめ様々な世代に向けた活動紹介リーフレット・PR動画の作成
 - ・県民生委員児童委員協議会との共催による記念フォーラムの開催

民生委員・児童委員一斉改選 市町別委嘱状況
(令和4年12月1日一斉改選分 確定値)

市町名	民生委員・児童委員			民生委員・児童委員 (主任児童委員を除く)			主任児童委員		
	定数	推薦数	充足率	定数	推薦数	充足率	定数	推薦数	充足率
津市	619	574	92.7%	573	530	92.5%	46	44	95.7%
四日市市	613	584	95.3%	558	532	95.3%	55	52	94.5%
伊勢市	309	278	90.0%	281	250	89.0%	28	28	100.0%
松阪市	391	379	96.9%	362	350	96.7%	29	29	100.0%
桑名市	257	237	92.2%	233	213	91.4%	24	24	100.0%
鈴鹿市	376	339	90.2%	341	308	90.3%	35	31	88.6%
名張市	191	190	99.5%	175	174	99.4%	16	16	100.0%
尾鷲市	59	47	79.7%	56	44	78.6%	3	3	100.0%
亀山市	103	98	95.1%	92	87	94.6%	11	11	100.0%
鳥羽市	56	42	75.0%	53	40	75.5%	3	2	66.7%
熊野市	82	71	86.6%	78	67	85.9%	4	4	100.0%
いなべ市	104	104	100.0%	96	96	100.0%	8	8	100.0%
志摩市	141	118	83.7%	130	108	83.1%	11	10	90.9%
伊賀市	311	297	95.5%	279	267	95.7%	32	30	93.8%
木曾岬町	13	12	92.3%	11	10	90.9%	2	2	100.0%
東員町	52	50	96.2%	48	46	95.8%	4	4	100.0%
菰野町	77	77	100.0%	72	72	100.0%	5	5	100.0%
朝日町	20	19	95.0%	18	17	94.4%	2	2	100.0%
川越町	28	24	85.7%	26	22	84.6%	2	2	100.0%
多気町	41	41	100.0%	39	39	100.0%	2	2	100.0%
明和町	51	51	100.0%	48	48	100.0%	3	3	100.0%
大台町	50	50	100.0%	47	47	100.0%	3	3	100.0%
玉城町	35	30	85.7%	33	28	84.8%	2	2	100.0%
度会町	29	28	96.6%	27	26	96.3%	2	2	100.0%
大紀町	41	40	97.6%	39	38	97.4%	2	2	100.0%
南伊勢町	60	58	96.7%	56	54	96.4%	4	4	100.0%
紀北町	70	70	100.0%	66	66	100.0%	4	4	100.0%
御浜町	32	31	96.9%	30	29	96.7%	2	2	100.0%
紀宝町	41	40	97.6%	38	37	97.4%	3	3	100.0%
計	4,252	3,979	93.6%	3,905	3,645	93.3%	347	334	96.3%

民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）の推薦状況について

定数 (人)	4,252
-----------	-------

欠員 (人)	273
-----------	-----

推薦者 /定数 (人)	93.6%
-------------------	-------

性別 (人)	男	女	計
	1,541	2,438	3,979

男	女
38.7%	61.3%

新再任 の別 (人)	継続	新任	再任	計
	2,230	1,719	30	3,979

継続	新任	再任
56.0%	43.2%	0.8%

職業 (人)	会社員	社会 福祉	農林 水産	医療	教育	宗教家	自営業	その他	無職	計
	262	89	74	23	41	34	303	899	2,254	3,979

年齢 (人)	20代	30代	40代	50代	60代	70～ 74歳	75歳 以上	計	平均 年齢 (歳)
	1	16	98	402	1,948	1,227	287	3,979	

在職 期間 (人)	新任	1年 未満	3年 未満	3～6 年未満	6～9 年未満	9～12 年未満	12～15 年未満	15年 以上	20年 以上	25年 以上	30年 以上	計
	1,712	54	130	938	472	266	180	162	45	12	8	3,979

令和4年12月1日委嘱分

3 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和4年9月15日～令和4年11月20日)

(子ども・福祉部)

1 審議会等の名称	三重県子ども・子育て会議認定こども園認可等部会
2 開催年月日	令和4年11月7日
3 委員	部会長 田口 鉄久 委員 板庭 久美子 他3名
4 諮問事項	1 幼保連携型認定こども園の認可定員等について 2 幼保連携型認定こども園の設置認可申請調書について
5 調査審議結果	申請のあった3件について審議し、意見を聴取した。
6 備考	

(令和4年11月21日～令和5年2月14日)

(子ども・福祉部)

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査・施設機能強化部会
2 開催年月日	令和4年12月2日
3 委員	部会長 鍵山 雅夫 委員 奥野 敏 他2名
4 諮問事項	里親の認定について
5 調査審議結果	里親の認定について審議を行い、養育里親5件、養子縁組里親6件の新規里親認定を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和4年12月9日
3 委員	部会長(代理) 早川 武彦 委員 中島 弘道 他1名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第33条の7に基づく家庭裁判所への親権停止申立てに関する審議を行った。 その他、今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	令和4年12月20日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他7名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	6名（新規5名）の医師について審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和5年1月13日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 佐々木 光明 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。 その他、今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査・施設機能強化部会
2 開催年月日	令和5年1月20日
3 委員	部会長 鍵山 雅夫 委員 奥野 敏 他2名
4 諮問事項	1 里親の認定について 2 三重県社会的養育推進計画について
5 調査審議結果	里親の認定について審議を行い、親族里親2件の新規里親認定を行った。 また、三重県社会的養育推進計画について意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会
2 開催年月日	令和5年1月30日
3 委員	部会長 安田 和夫 委員 深川 誠子 他6名
4 諮問事項	第2次三重県手話施策推進計画の取組状況について
5 調査審議結果	上記事項につき、書面による報告及び意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会
2 開催年月日	令和5年2月2日
3 委員	委員長 井村 正勝 委員 安部 悦子 他12名
4 諮問事項	1 「強じんな美し国ビジョンみえ」及び「みえ元気プラン」について 2 「第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」(最終案)について 3 民生委員・児童委員の一斉改選結果について 4 ヤングケアラー支援の取組について
5 調査審議結果	上記事項につき、報告及び意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和5年2月10日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 中島 弘道 他2名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。 その他、今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	